

ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar

作成日：2020年9月25日

気候変動関連政策

1. 気候変動政策

- 環境関連政策の基盤である環境保全法が2012年7月に制定された。また2019年6月の世界環境デーで、国の環境管理と気候変動戦略の指針となる2つの新政策を発表した。

■ 気候変動関連法令

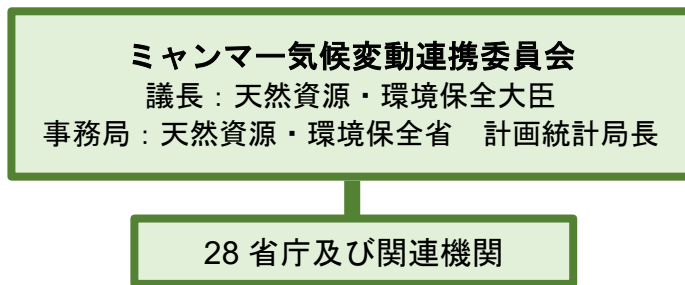
- ミャンマー国家環境政策／National Environmental Policy (1994)
 - ミャンマー・アジェンダ 21／Myanmar Agenda 21(1997)
 - 国家森林マスタープラン／National Forestry Master Plan (2001)
 - 国家持続可能な開発戦略（NSDS）／National Sustainable Development Strategy (2009)
 - 国家生物多様性戦略・行動計画／National Biodiversity Strategy and Action-Plan (2011)
 - 環境保全法令／Environmental Conservation Law (2012)
 - 国家環境政策／National Environmental Policy (2019)
 - 気候変動政策／Climate Change Policy (2019)
- －以下は今後発表予定
- グリーン経済戦略的枠組／Green Economy Strategic Framework
 - 国家環境方針・枠組・マスタープラン／National Environmental Policy, Framework and Master Plan

出典：ミャンマー-INDC、UN Environment Program News: <https://www.unenvironment.org/news-and-stories/press-release/myanmar-announces-national-environment-and-climate-change-policies>

■ 約束草案（INDC）

INDC 提出日	2015年9月29日
緩和策の種類	政策及び活動
緩和策概要	2030年までに水力発電容量が9.4GWに到達 電力供給に応じて、少なくとも再エネルギー資源30%による地域の電化 2030年までに電力消費予測総量うち、20%の省エネの実現 2016-2031年に約26万個のクックストーブの配布
適応策概要	• 農業セクターにおける災害等への対応に必要な早期警告システムの開発や森林保全対策 • 公衆衛生及び水資源管理 • 沿岸地域の保全 • エネルギー及び産業セクターにおける生物多様性の保全
特定の技術ニーズ	技術へのアクセスや利用可能性が主な課題。気候データ分析に関して、短期・長期予測の際に先進的なコンピューター施設が不足

■ 組織体制



気候変動連携委員会は UNHABITAT、EU、UNEP の支援により 2013 年 12 月に発足した。

出典：IGES 市場メカニズム国別ハンドブック 2017 年 3 月版

2. エネルギー政策

■ エネルギー関連法令

- 国家エネルギー方針／National Energy Policy (2014)
国内のエネルギーセクター問題解決の為、省庁間を横断的に見渡す、国家エネルギー管理委員会（NEMC: National Energy Management Committee）を設立し、国家エネルギー政策に従った短期、長期の目標実現のため、国家エネルギー計画を実施する。
- 電力法／National Energy Law (2014)
1984 年制定の同法を大幅に改善し、海外及び国内の民間投資を促進する枠組みを導入している。また、電力規制委員会（Electricity Regulatory Commission）を設立することを規定している。
- 国家総合開発計画／National Comprehensive Development Plan (2015)
- 国家エネルギー政策／National Energy Policy, (2017)
- 国家電力供給計画／National Power Supply Plan (2018)
2021 年までに現在の電力供給量を倍増させる。合計 51.6 億ドルの投資認可により 4 つのガス火力発電所を建設し、現在の約 3,000MW に、2021 年までに 3,100MW 追加する。

■ 電力法

電力法の目的は以下の通りである：

1. 国民のニーズに即し、電力セクターの健全な発展のため電力事業を管理すること
2. 国の管理下で大規模発電と配電を促進すること、および各地域、州での中小規模の発電、配電を促進すること
3. 規定された基準、標準に従って電力関連事業が実施されること
4. 電気による災害を起こすことなく、電気の広範囲な使用を促進すること
5. 電力関連事業に海外及び国内の投資を増加させること
6. 公正で透明性の高い規則、規制を制定し地域ごとに適切な電気料金を定めること
7. 電気使用者が標準に準拠した安定した電圧、周波数の電気を使え、使用機器に損傷
8. を与えないようにすること
9. ミャンマーが承認、証明した、国際的な環境保護に関する合意を尊重して順守すること

出典：「ミャンマーの電力事情、政策、計画と電力法」ICD NEWS 第 72 号 (2017.9)